

公認セッター規程

1999年6月1日 制定

(目的)

第1条 本連盟はアルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの習得を目的とする。
その目的達成のため、公認セッター制度を設ける。

(資格)

第2条 公認セッターの資格は以下のとおりとする。

(1) 資格はA級とB級に分ける。

(2) A級セッターとなる資格者は、国民体育大会、全日本選手権大会に於いて入賞した者。

(3) B級セッターとなる資格者は、神奈川県代表選手として全日本選手権大会、国民体育大会に出場した者。または、神奈川県選考会、国体選考会および、それに準ずる大会において10位以内に3回以上入賞した者。

(4) 現在、各協会・クラブの強化コーチの資格を有する者で、各協会が本連盟に推薦した者。

(5) B級の資格を取得した者の中から2年間研修会に出席し、研鑽を重ね神奈川県スキー選手権大会・国体選考会および、それに準ずる大会においてアシスタントセッターを実務した者で、特に優秀と認められ、各スキー協会が推薦した者は、A級公認セッターとなる受験資格を得るものとする。

(6) A級、B級の受験資格は、A級25歳以上40歳までとし、B級は23歳以上とする。

ただし、昇級年齢は50歳までとする。

(講習会)

第3条 公認セッターとなる資格者は、次の講習検定を受けなければならない。

講習検定会の期間は3日間を原則とする。ただし、やむをえない場合はこの限りではない。

学科3単位

(1) アルペン競技の知識

(2) アルペン競技のルール

(3) セッターの服務心得

(4) 旗門の種類とコースセットの要領

実技 3 単位

(1) コースセットの要領

(2) コースセッターの実務

(3) 実技検定

A 講習会形式 B 試合形式 1 単位は 1 時間とする。

(研修会)

第 4 条 A 級、B 級公認セッターの検定会は 2 年に 1 回及び研修会は年 1 回本連盟が行う。

2 . 検定を受けようとする者は所属団体長を経て、必要書類を整え加盟会長に申請する。

3 . 加盟協会長は前項の規定に従い審査の上、適格者の必要書類と受講料を添えて本連盟会長に提出する。

(講 師)

第 5 条 講習検定会の講師は競技本部専門委員 3 名以上をもってこれに当たる。

(公認資格者証)

第 6 条 公認セッターの資格は、その任命・退任・失格など、すべて公認資格委員会において審査

し、理事会において決定する。資格取得者には「公認資格者証」を発行する。

2 . 公認資格委員会は副会長 1 名、専務理事または常務理事、競技本部長、競技本部担当理事で構成する。

(年次登録料)

第 7 条 公認料、年次登録料は別に定める。

(事務処理)

第 8 条 講習検定会に関する一切の事務処理は本連盟競技本部が当たる。

(費用)

第9条 講習検定会の費用は別に定める。

第10条 この規程の改廃は理事会の議決による。